



下水道を正しく使えていますか？

 以下の項目を確認しましょう

- 食用廃油等の油脂類、調理くず、残飯などを流さない
- 水洗トイレにトイレットペーパー以外を流さない
- 洗濯にはリンを含まない洗剤を使う
- 目皿などを使用して毛髪が管に入らないようにする
- ガソリン・シンナー・石油等は流さない

 現在トラブル発生中！

ウェットティッシュなどの異物を下水道に流すことにより、道路にあるマンホール内に設置したポンプが停止する事例が多発しています。異物がポンプに絡まるのが原因です。ポンプを引揚げて修理・清掃等を行うには多くの人手と費用がかかることはもとより、場合によっては汚水が逆流して、皆様のご家庭等からあふれ出る事故も起きかねません。ウェットティッシュや布、マスク、ごみなどの異物を、下水道へ流さないようにしてください。



ポンプを引揚げて故障調査を行う写真

マンホール内のポンプに布が引っかかってしまっています。

下水道に関する問い合わせ先

問い合わせ内容	連絡先	電話番号
宅内排水設備のつまり・不具合	鳥取市排水設備指定工事店(宅内工事を施工した業者) または、清掃業者	
公共汚水ます、公道のマンホールのつまり・不具合	下水道管理室	0857-30-8386
下水道等使用料 受益者負担金	下水道経営課 料金係	0857-30-8391
宅内排水設備工事申請 指定工事店 水洗便所改善資金の融資あっせんの手続 浄化槽の設置補助・維持管理	下水道経営課 普及係	0857-30-8392
下水道事業の経営・計画	下水道企画課	0857-30-8382
下水道管の建設工事	下水道建設課	0857-30-8396
秋里終末処理場の見学	鳥取市環境事業公社	0857-37-2336

鳥取市 下水道だより



× MONEY

日々の暮らしの中で
なにげなく、当たり前を支払っている
水道光熱費
その内、下水道使用料はいくらでしょうか
今号の特集は「下水道とお金」
お金を通して「下水道」をみてみませんか？

下水道使用料について

下水道(集落排水施設)使用料は、
固定でかかる基本使用料と
下水道に流した汚水の量(排除汚水量)に応じてかかる従量使用料の合計額です。

例えば、1日のうちに・・・



請求金額は **¥2,519** 円となります。

⚠ 請求は2カ月に1度、1年間に6回お支払いいただきます。

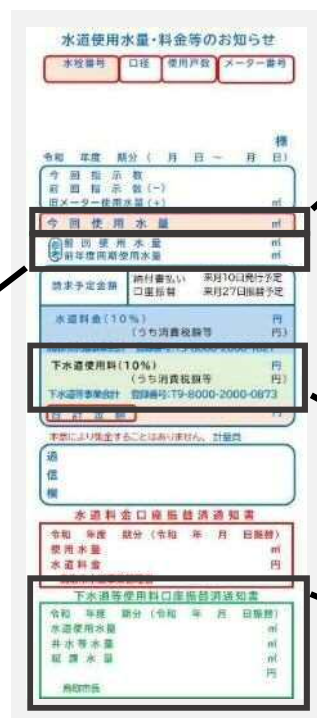
「水道使用水量・料金等のお知らせ」

お手もとに、このような紙はありますか？

2カ月に1度ご自宅のメーターを検針した際に
計量員が投函しています。

前期の使用水量と
前年度同期使用水量を
表示しています。
漏水の確認や使用量の目安に
ご確認ください。

「水道使用水量・料金等のお知らせ」に
は、上水道・下水道の利用状況を把握
するための情報が、たくさんつまっ
ていますので、ぜひご利用ください！



水道使用水量を表示
しています。

※下水道使用水量は、
お使いになった水道使用量をも
とに算定しています。

下水道使用料の請求金額
を表示しています。

下水道等使用料を口座振替
でお支払いいただいた場合
の振替済通知書です。

スマートフォンアプリでお支払も可能です

以下のスマートフォンアプリから納付書のバーコードをスキャンするだけで簡単にお支払いいただけます

- PayPay請求書払い / LINE Pay 請求書支払い
- 支払秘書 / d払い請求書払い
- J-Coin請求書払い / au PAY(請求書支払い)

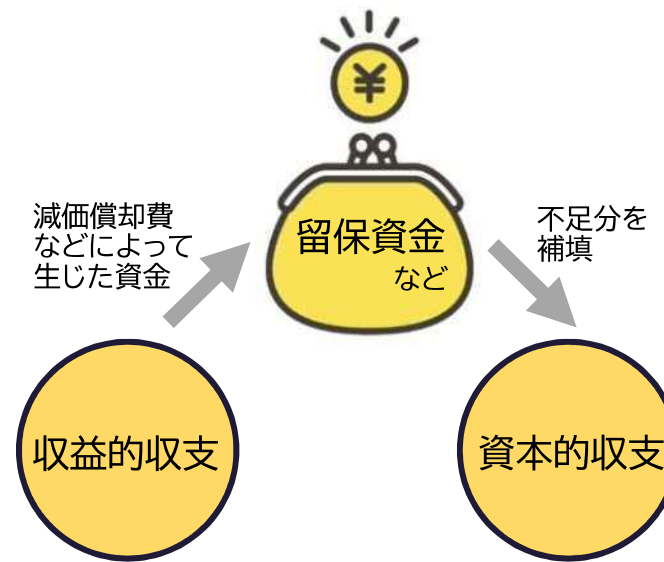
対象となる使用料
下水道使用料 集落排水施設使用料



鳥取市下水道等事業会計のしくみ

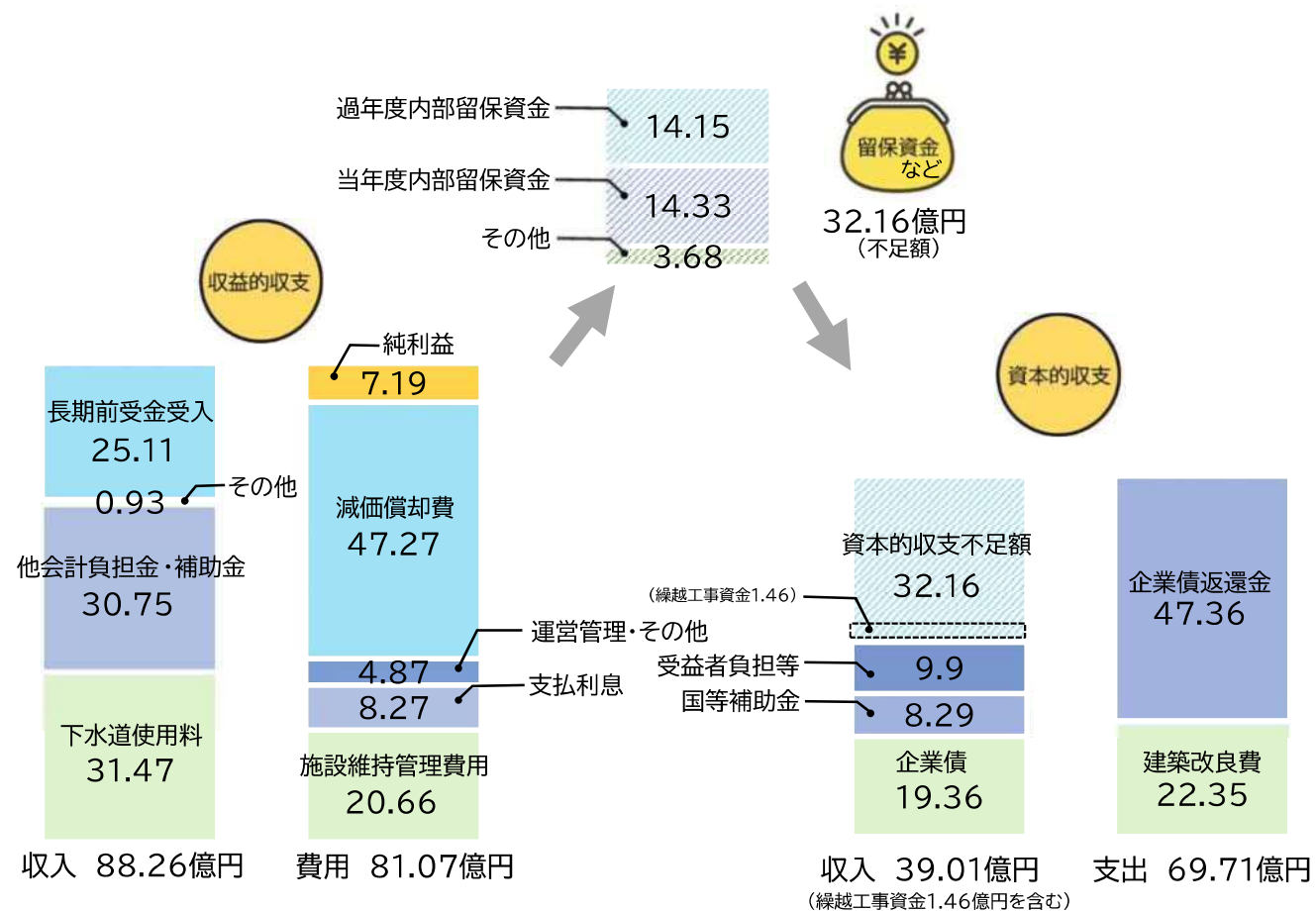
下水道事業の会計の仕組みは、次の3つに分かれています。

- 収益的収支
日々の事業を運営するための取引
(汚水・雨水を処理するための収支)
- 資本的収支
下水道施設の整備や更新のための取引
(下水道施設を整備するための収支)
- 留保資金
下水道施設整備や災害等に対応するための資金
(減価償却費を計上することによって生じた資金)
(日々の事業を運営するための取引で生じた利益の積立て)



令和4年度 下水道等事業決算

令和4年度下水道等事業会計の決算は、令和5年度9月定例議会で認定されました。
収益的収支は、約7億1900万円の純利益を計上しました。
資本的収支は、約32億1600万円の不足額を内部留保資金で補填し、事業を実施しました。



用語解説

- 長期前受金受入**
施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上したもの。
- 他会計負担金・補助金**
下水道等事業費の内、下水道等使用料で賄うべき以外の部分について、一般会計から繰り入れるもの。
- 減価償却費**
施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。